

2024（令和6）年2月20日

環境大臣

伊藤 信太郎 様

釧路自然保護協会 会長 神田 房行
公益財団法人日本野鳥の会釧路支部 支部長 黒澤 信道
公益財団法人日本鳥類保護連盟釧路支部 支部長 本藤 泰朗
一般社団法人北海道自然保護協会 会長 在田 一則

Sakura2 合同会社による（仮称）HOKA7 太陽光発電事業の中止を求める要望

令和5年11月27日付で公表された「（仮称）HOKA7 太陽光発電事業計画段階環境配慮書」によると、事業者の Sakura2 合同会社は北海道釧路市音別町の馬主来沼（パシクルトウ）西側の約330ヘクタールの土地を事業実施想定区域としています。当区域は国の特別天然記念物タンチョウや天然記念物オジロワシをはじめとする多くの希少種の生息地であるとともに、環境省の「重要湿地」（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）や北海道の「すぐれた自然地域」に選定されています。また馬主来沼の東に隣接する白糠町側の土地は「アイヌ伝統文化空間（イオル）」とされ、全域が白糠町馬主来自然公園に指定されています。西の釧路市側は美しい自然景観から釧路市により「音別新八景」に選定され、周辺住民にとっても親しまれています。馬主来沼周辺の丘陵地には希少猛禽類の営巣などに適したミズナラ、ヤチダモなどの大径木が多く残されており、湿原には大規模なヤチボウズ群落が形成されているなど稀有な自然環境が維持されています。閉塞河口の汽水湖は渡り鳥の中継地としても利用され、生態系上きわめて重要な場所です。また令和5年7月に策定された「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」第5条の別表1「設置するのに適当でないエリア」の「津波災害警戒区域」や「保安林」などにも該当します。このように事業実施想定区域とされる土地は地域の自然環境や生物多様性、景観、文化、生活、防災、観光面などの観点から非常に重要な場所です。

令和5年12月28日の釧路新聞によると、12月27日に釧路総合振興局が森林法違反で当該事業者を行政処分したとのことです。この記事によると、当該事業者は無許可で馬主来沼の北西2キロほどの防霧保安林に幅3～5㍍、深さ1㍍ほどの水路を合わせて約250㍍にわたって掘り河川と接続したとされています。

上述のように環境省の「重要湿地」など生物多様性上重要な地において、環境影響評価審査中にも拘わらずこれほど大規模な改変が無断で行われたことは大変遺憾です。環境影響評価法第31条では、事業者は環境影響評価の公告を行うまで事業を実施してはならないということが規定されています。一般に環境影響評価の範疇で認められる行為は測量やボーリングといった極めて限定された範囲の改変のはずで、これほど大規模な改変はほとんど聞いたことがありません。今回の行為は特に環境省の指定する「重要湿地」を改変しており、事前調査の域を大きく逸脱していると考えます。環境影響評価手続き中の事業者による改変行為は、環境影響評価法の根幹を揺るがす事態につながりかねません。また現在、当該事業者は北海道から森林法違反として行政処分を受け復旧作業実施の指示を受けているところですが、改変部は自然度の高い地域であるため完全に元の湿原に復元することは長期間を要する大変困難な作業であると考えられます。

環境省重要湿地を選定し、種の保存法や生物多様性基本法をはじめとする環境法を所管し、環境影響評価法においても重要な役割を担う貴職におかれましては、自然環境、景観、文化、生活、防災、観光など様々な観点から大きな問題があるとともに、環境影響評価法を無視し、また森林法違反で行政処分を受けた Sakura2 合同会社による（仮称）HOKA7 太陽光発電事業については改変部の完全な復元が行えたと判断できるまでは保留、もしくは事業の中止を勧告していただくように宜しくお願い申し上げます。また関連する下記の3つの質問への回答も含め本要望書の内容について令和6年3月8日までに文書で回答していただくようお願いします。いただいた回答については釧路自然保護協会のウェブページで公表させていただきます。

関連質問①

計画段階環境配慮書手続き中の、法律違反によって原状回復を求められる行為自体は環境影響評価法に抵触することにならないのか？

関連質問②

仮に、貴職が、今回の森林法違反行為が環境影響評価法に抵触する行為と判断されるのであるならば、環境影響評価法に基づいてどのように対処されるか？ また処分はあるのか？

関連質問③

逆に今回の森林法違反行為が環境影響評価法に抵触しないと判断されるのであるならばその根拠は何か？ 明確な根拠を示していただきたい。